

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年10月13日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社川徳不動産
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 川徳ショッピングセンター 盛岡市菜園一丁目10番1
- ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- エ 変更する年月日 平成18年9月23日
- オ 変更の理由 お客様の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成18年9月22日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社川徳不動産
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 川徳駐車場ビル 盛岡市菜園一丁目8番15
- ウ 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- エ 変更する年月日 平成18年9月23日
- オ 変更の理由 お客様の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成18年9月22日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称
 - (ア) 岩手自動車販売株式会社
 - (イ) 株式会社中央住宅産業
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 MOS S 盛岡市菜園二丁目89番1ほか
- ウ 変更しようとする事項
 - (ア) 駐車場の位置
 - (イ) 駐輪場の位置
 - (ウ) 荷さばき施設の位置
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置
 - (オ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (カ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

エ 変更する年月日

(ア) ウ(ア)から(エ)まで 平成19年2月28日

(イ) ウ(オ)及び(カ) 平成18年12月1日

オ 変更の理由 建替えのため

(2) 届出年月日 平成18年9月26日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所